

新型コロナワクチン接種の臨時的対応について

（令和3年5月28日）
（学長裁定）

政府が進める新型コロナワクチン接種について、就業時間中に接種する場合及び副反応により就業困難な場合の取り扱いは、当分の間以下のとおりとする。

記

1. 就業時間中に新型コロナワクチンを接種する場合、また、接種後に副反応により痛みや体調不良が発生し、就業が困難な場合は、国立大学法人横浜国立大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成16年規則第103号。以下「勤務時間規則」という。）第26条別表第5の十六に規定する特別休暇、又は国立大学法人横浜国立大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第114号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第26条第1項第4号に規定する年次有給休暇以外の休暇を請求することができる。
2. 上記1を請求する場合は、ワクチン接種後に「接種用クーポン券」の台紙に附属している「新型コロナワクチン予防接種済証（臨時）」の写し等を資料として提出するものとする。
3. 上記1により休暇を取得できる期間は、ワクチン接種当日とその翌日までとし、接種2回まで可能とする。
4. 接種の翌々日以降に副反応による痛みや体調不良が発生し、就業が困難な場合は、勤務時間規則第23条に規定する病気休暇、又は非常勤職員就業規則第26条第1項第12号及び第2項第4号に規定する年次有給休暇以外の休暇を請求することができる。
5. この取り扱いは令和3年6月1日から実施する。